とよかわ応援寄附金 返礼品協力事業者認定申請書

記入例

令和**５**年**４**月**１**日

豊川市長　様

申請者

**（申請者）**

**申請日及び郵便番号、住所、事業者名、代表者職・氏名をご記入ください。**

　　　　〒　**442-8601**

所在地　**豊川市諏訪１－１**

事業者名　**株式会社トヨカワ**

代表者名　**代表取締役社長　豊川　太郎**

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱（以下、要綱）第５条第１項の規定に基づき、とよかわ応援寄附金返礼品協力事業者の登録を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する協力事業者の資格※いずれかに☑を入れてください。 | **☑**⑴本店、支店、事業所又は工場が本市の区域内に所在する法人その　　**（該当する協力事業者の資格）****どちらかに☑を入れてください。****※両方に該当する場合は、（1）に☑を入れてください。**　　他の団体又は個人事業者であること。□⑵豊川市の特産品等を活用した製品等を提供し、豊川市をＰＲする　　ことができる法人その他の団体又は個人事業者であること。 |
| 事業者 | 業種 | **製造業** |
| 会社名（ふりがな） | **株式会社トヨカワ（とよかわ）** |
| 電話番号（代表） | **0533-89-2111** |
| ファックス番号 | **0533-89-2125** |
| ウェブサイト | URL：**http://www.city.toyokawa.lg.jp** |
| 担当者 | 役職・氏名（ふりがな） | **通信販促課　係長　佐奈川　次郎（さながわ　じろう）** |
| 電話番号（直通） | **0533-89-2126** |
| メールアドレス | **tuusin@toyokawahursato.co.jp** |
| とよかわ応援寄附金返礼品協力事業者登録の申請にあたり、法令又はとよかわ応援寄附金推進事業要綱に掲げる協力事業者の要件を満たすこと、また本申請書裏面に記載する内容について誓約し、要件から外れることが判明した場合、認定が取り消されることについて同意します。 |

（添付書類等）

**（添付書類等）協力事業者の資格（1）を選択した場合**

**市税の滞納のない証明（直近のもの）は、資産税課（北庁舎１Ｆ）で発行できますので、原本を提出してください。**

**※申請書やパンフレット等は電子メールで送信してください。**

協力事業者の資格⑴を選択した場合

・市税の滞納のない証明（直近のもの）

・会社概要のわかるもの（パンフレット等）※新規の場合のみ

協力事業者の資格⑵を選択した場合

**（添付書類等）協力事業者の資格（2）を選択した場合**

**・国税等の滞納のない証明（完納証明書）（直近のもの）は、最寄りの税務署で発行できますので、原本を提出してください。**

**・豊川市の特産品等を活用した製品等であること**

**例とよかわブランド認定証など**

・国税等の滞納のない証明（完納証明書）（直近のもの）

・豊川市の特産品等を活用した製品等であることがわかるもの

（市使用）債権者番号

（宣誓）

私は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすことを宣誓します。

（１）法人等の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいないこと。

（２）暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていないこと。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

（５）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（６）再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

（７）法人等が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が法人等に対して当該契約の解除を求めたときは、これに従うこと。

（８）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者にこの要綱に基づいて取得する債権を譲渡しないこと。

（９）第６号から第８号までに掲げるもののほか、法人等の役員等又は使用人が、第１号から第５号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていないこと。

また、私は協力事業者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務のため必要な地方税関係情報を取得されること及び上記の条件を満たしているか否かの確認のため警察署に照会がなされることに同意します。